

## ○八尾市社会福祉審議会規則

令和 2 年 3 月 30 日規則第 20 号

## 改正

令和 2 年 8 月 27 日規則第 68 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 29 号

## 八尾市社会福祉審議会規則

八尾市社会福祉審議会規則（平成 30 年八尾市規則第 81 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、八尾市社会福祉審議会条例（令和 2 年八尾市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第 2 条** 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）社会福祉事業に従事する者
- （2）学識経験者
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 条例第 4 条第 2 項に規定する臨時委員は、特別委員と呼称する。

（専門分科会）

**第 3 条** 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- （1）民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- （2）地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- （3）高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- （4）障害者福祉専門分科会 次に掲げる事項
  - ア 障害者の福祉に関する事項
  - イ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項各号に掲げる事務
- （5）児童福祉専門分科会 次に掲げる事項
  - ア 児童福祉に関する事項
  - イ 母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項
  - ウ 母子保健に関する事項
  - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律

第77号) 第25条に規定する事項

2 審議会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、専門分科会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。

（審査部会）

**第4条** 障害者福祉専門分科会に、次の各号に掲げる審査部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 身体障害者手帳審査部会 次に掲げる事項

ア 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項

(2) 自立支援医療審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項

2 審議会は、政令に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（書面等による審議）

**第5条** 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（庶務）

**第6条** 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

2 次の各号に掲げる専門分科会及び審査部会の庶務は、当該各号に定める課において行う。

(1) 民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉部地域共生推進課

(2) 高齢者福祉専門分科会 健康福祉部高齢介護課

(3) 障害者福祉専門分科会並びに身体障害者手帳審査部会及び自立支援医療審査部会 健康福祉部障害福祉課

(4) 児童福祉専門分科会 こども若者部こども若者政策課

（委任）

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年8月27日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(21) (略)

(22) 八尾市社会福祉審議会規則

(23)～(51) (略)

**附 則**（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。